

# 舞鶴市水素エネルギー等普及調査研究業務委託 仕様書

## 1 要旨

本仕様書は、舞鶴市（以下「甲」という。）が受託者（以下「乙」という。）に委託する「舞鶴市水素エネルギー等普及調査研究業務（以下「本業務」という。）」について大要を示すものであり、乙が甲に対し提案した事項及び本業務の遂行上当然必要と認められるものについては、本仕様書に記載の無い事項であっても、乙の責任において実施するものとする。

## 2 事業名

舞鶴市水素エネルギー等普及調査研究業務委託

## 3 目的

第7次舞鶴市総合計画において、京都舞鶴港におけるエネルギー基地の形成として、天然の良港、関西経済圏の玄関口、既存発電施設の集積といった地理的要件や、太平洋側のリダンダンシー機能としての役割を活かし、環境負担の少ない再生可能エネルギー施設・設備の導入や LNG 備蓄基地等、日本海側のエネルギー拠点の形成を目指している。

また、内閣府からSDGs未来都市に選定された中、令和元年8月に策定した「舞鶴市SDGs未来都市計画」においては、「舞鶴版 Society5.0 for SDGs」の推進を軸とし、再生可能エネルギー等の集積地やエネルギーの地産地消を行う港として、国内外に発信し、京都舞鶴港や周辺地域のみならず、京都府北部地域の活性化につなげることを目標としている。

さらに、令和3年6月に策定した「舞鶴市地域エネルギービジョン」においては、アクションプランとして水素エネルギー普及に向けた産業の構築を位置付けており、舞鶴港を中心とした市内での水素サプライチェーンの構築に向けた調査・研究を進めながら、事業化の可能性のある手法や事業スキーム、事業性等について調査・検討することとしている。

上記の方針を踏まえ、今後、舞鶴市内における水素サプライチェーンの構築を図るため、舞鶴市及び周辺地域※1における、2030年、2050年の水素エネルギー等※2の需要を予測し、需要に応じたサプライチェーンの想定や課題整理等を実施するもの。

※1 舞鶴市及び京都舞鶴港を中心とした周辺地域（5市2町）

※2 水素、アンモニア、メタネーションなど再生可能エネルギー以外の新たなエネルギー

## 4 業務内容

### (1) 計画準備

乙は、業務の目的を踏まえ、国や市などの方針・施策を理解したうえで、本業務に必要な

人員体制、作業工程及び全体計画を立案する。

(2) 協議・打合せ

初回、中間(3回)、完了時の最低5回実施する。

(3) 資料収集整理

①水素エネルギー等の普及に向けた最新の動向に関する資料収集整理

水素エネルギー等の普及に関する国、他自治体、企業の動向(検討会、計画、実証実験など)について資料収集整理をおこなう。

②舞鶴市及び周辺地域の最新の地理的、社会的、産業的特徴に関する資料収集整理

③事業所等へのヒアリング

舞鶴市及び周辺地域に立地する事業所等(分野別主要事業所最低13社以上※3)へ、現状のエネルギー需要、将来のエネルギー転換に関するヒアリングを実施する。

※3 輸送分野(車、港湾、船舶)、発電分野、産業分野(燃料、原料)

(4) 現在のエネルギー需要の整理

舞鶴市及び周辺地域における輸送分野(車、港湾、船舶)、発電分野、産業分野(燃料、原料)別の現在のエネルギー需要・エネルギー構成について整理する。

※令和3年6月策定の「舞鶴市地域エネルギービジョン」で、舞鶴市については一定整理済み

(5) 将来のエネルギー需要の予測

舞鶴市及び周辺地域における輸送分野(車、港湾、船舶)、発電分野、産業分野(燃料、原料)別の将来(2030年、2050年)のエネルギー需要・エネルギー構成を予測する。

なお、予測にあたっては、(3)、(4)や国等が想定するエネルギー構成シナリオ※4を踏まえて6ケース以上の検討を実施する。

※4「2050年カーボンニュートラルのシナリオ分析(中間報告)【総合資源エネルギー調査会基本政策分科会 資料】」など

(6) 将来のエネルギー需要の予測に応じたサプライチェーンの検討

①(5)において予測したシナリオ毎に、舞鶴市及び周辺地域における水素エネルギー等のサプライチェーン(供給元、輸送方法(陸上・海上)、貯蔵)を検討する。

②検討したサプライチェーン(供給元、輸送方法(陸上・海上)、貯蔵)を構築するにあたっての課題と対応策を整理する。対応策には、サプライチェーン構築に必要なインフラ施設の規模や整備の概算費用等を含めることとする。

## 5 完了時提出書類

本業務の作業が終了した場合は、乙は業務完了届を甲に提出するものとする。

## 6 成果品検査等

本業務の完了後、成果品を提出し甲の検査を受けるものとし、本業務に適しないものとして修正の指示があった場合には、速やかに修正を行うものとする。

また、本業務の完了後であっても、成果品に瑕疵が発見された場合には、甲の指示に従い速やかに成果品の修正を行わなければならない。この場合において、当該修正に要する費用は、全て乙の負担とする。

## 7 成果品

- (1) 成果物は、本業務報告書とし、製本及び電子媒体による。
- (2) 報告書は、原則として A4 縦型、左綴じ製本とし、カラー刷りで 2 部提出すること。
- (3) 電子媒体による報告書は、CD-R または DVD-R に業務名称を印刷して、2 部提出すること。

## 8 納入場所

舞鶴市産業振興部みなと振興・国際交流課（〒625-8555 舞鶴市字北吸 1044）

## 9 成果品の管理及び帰属

本業務の成果品は全て甲の管理及び帰属とし、乙は成果品を第三者に公表又は貸与してはならない。

## 10 履行機関

契約日から令和 6 年 3 月 15 日（金）まで

## 11 その他

- (1) 本業務の実施にあたり、関係法令、条例及び規則を遵守すること。
- (2) 本業務の遂行上知りえた秘密を他人に漏らしてはならない。
- (3) 本仕様書に定めのない事項や業務の実施にあたり疑義が生じた場合は、速やかに甲乙協議のうえ定めるものとする。